



EU競争法と知的財産権

TMI総合法律事務所がブリュッセルオフィスを開設して、半年以上が経過しました。ご存じのとおり、ブリュッセルはEUの首都的な役割を果たしており、EUの立法・行政等に関連する諸機関が所在するため、EU法の専門家が数多く集まっています。ブリュッセルにいますと、特にEU競争法を専門とする弁護士のコミュニティが存在するように感じます。



TMIブリュッセルオフィスがあるルイズ大通り

EU競争法は、欧州機能条約第101条でEU域内市場における取引に影響を及ぼし、競争を制限する目的又は効果を有する事業者間の合意、事業者団体の決定、及びその他の協調的行為を禁止しています。また、同第102条では、支配的な地位を有する事業者がその地位を濫用する行為を禁止しています。一方、知的財産法は、一般的に知的財産権の保有者に排他的な権利を付与することに特徴があります。そのため、市場における自由な競争を確保することを目的とするEU競争法と知的財産権との関係が問題となることがありま

す。

本年7月9日、欧州委員会は、ライセンス条件を交渉するため複数のライセンシーがライセンス交渉グループを設立することに関して、EU競争法の適合性について非公式の見解を公表しました。本件では、自動車の通信技術のために必要とされる標準必須特許（以下、「SEP」といいます。）についてライセンス交渉をするため、BMW、メルセデス・ベンツ、ティessenクルップ及びVW等の主にドイツの自動車関連会社がライセンス交渉グループ（以下、「ALNG」といいます。）を構成しています。



ルイズ広場にてベルギー名物のワッフルを販売してるバン（本文とは特に関係はございません。）

ライセンサー側がライセンスプールを通じてSEPをライセンスすることは、一定の条件を満たせばEU競争法で問題とならないことが欧州委員会のガイダンスで明確にされていますが、本件ではライセンシー側が協調して、ALNGを設立した点に特徴があります。特に複数のライセンシーが本件のような

ALNGを通じてSEPのライセンス条件を交渉することでライセンサー側に集団交渉力を認める結果、FRAND以下のライセンス条件が合意されてしまう懸念が指摘されています。この点について、欧州委員会は、2024年ドイツ連邦カルテル局の判断を踏襲して、以下の要件を満たす限り、ALNGがライセンス交渉をしてもEU競争法で問題とならないとの非公式な見解を示しました。

- ALNGが交渉する規格は自動車業界固有のものではなく、したがって、SEPや関連規格に係る市場における需要者側（すなわちALNGを構成する会社）の合算市場シェアが15%を超えるものではないこと（競合事業者間の協調行為に関する欧州委員会のガイダンスでは、合算市場シェアが15%を超えない限り、競合事業者が協調して共同調達をしたとしても競争制限の効果が生じる恐れが少ないとしていることを受けての要件です。）
- 需要者側の合算市場シェア15%を上限として、他の自動車関連会社もALNGに参加することが認められること
- SEP保有者は、任意にALNGと交渉を開始し、終了することができること
- ALNGを構成する会社間での情報交換は、ライセンス交渉をするために客観的に必要最小限の範囲に限定され、その他の競争機微情報を交換しないこと

欧州委員会が上記のような判断に至ったのは、ALNGを通じたライセンス交渉によりデジタル技術に関連したSEPに係るライセンス交渉が効率的に進み、その結果として欧州のクリーン産業協定や近時、公表された欧州自動車業界のために産業行動計画の実現に寄与するという思惑もありました。また、SEPのライセンスコストは通常、自動車の総生産コストに比べると少額であるため、共同調達を認めたとしてもALNGの会社間で価格につい

での協調等が行われるリスクが低いという点も挙げられています。他方で、SEP保有者で構成されるベルギーのロビイング団体は、ALNGがライセンス契約の締結を集団で延期させるなどの協調的行為を採る恐れがあり、買主によるカルテル行為を誘引するとして欧州委員会の見解を厳しく批判しています。



同じくTMIブリュッセルオフィス在籍の越元弁護士（左）と提携先のSimmons & Simmons法律事務所のクライアントレセプションパーティーにて

EU競争法と知的財産権の関係について、EU競争法の教科書等では一般的には両者是对立するものではなく、消費者の福利厚生を促進し、資源の効率的な配分という共通の基本的な目的を追求するものであると記載されています。ブリュッセルに身を置き、EU法の専門家と意見交換をしていくことで、今後も教科書等には記載されていないEU法の実務を肌で感じていければと考えています。

筆者紹介

工藤 明弘

2006年弁護士登録、2014年英国法ソリシター登録、2024年ブリュッセル弁護士会（B List）登録
2020年TMI Associates London LLP入所
専門分野 EU競争法やその他のEU法に関連する規制
趣味 剣道